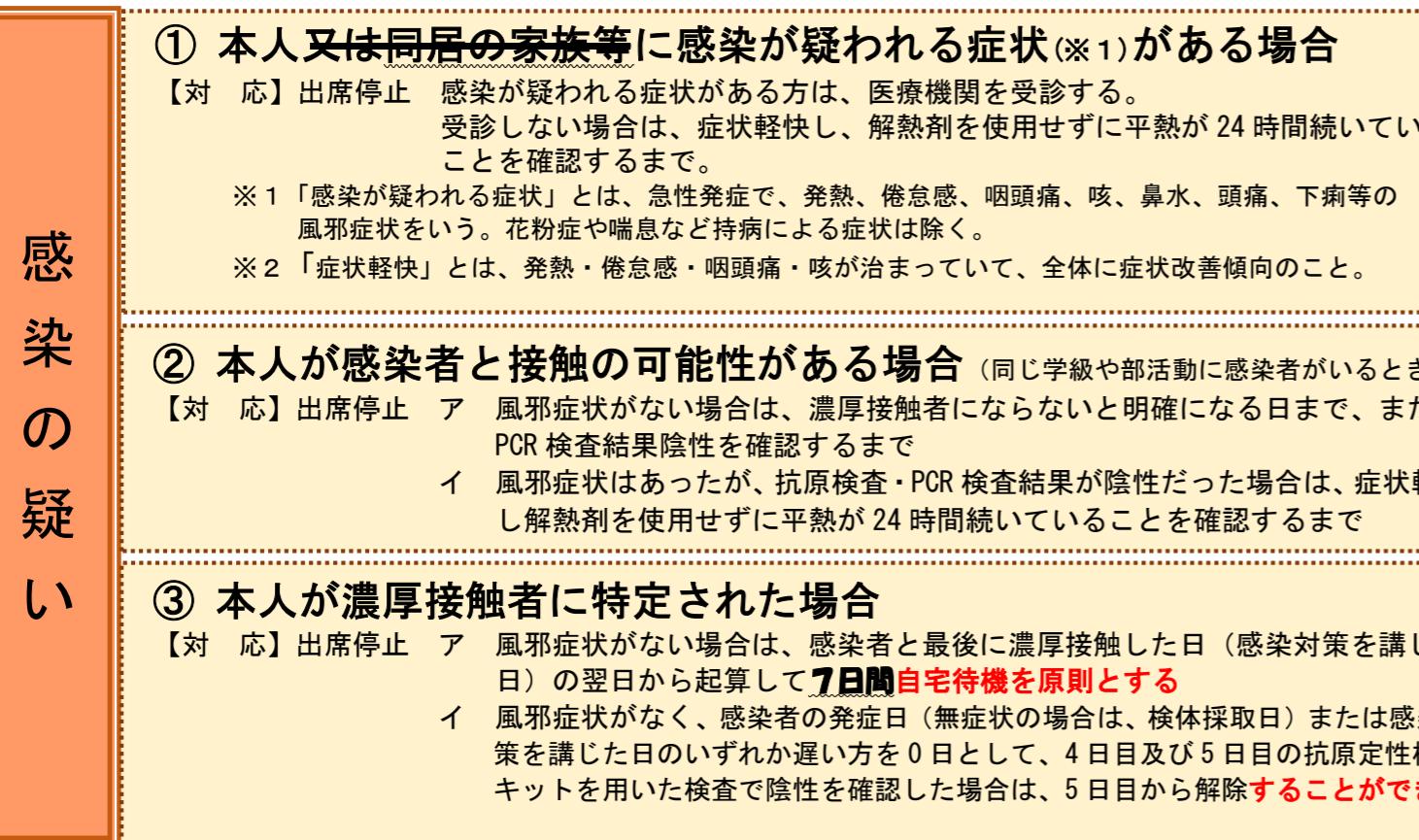


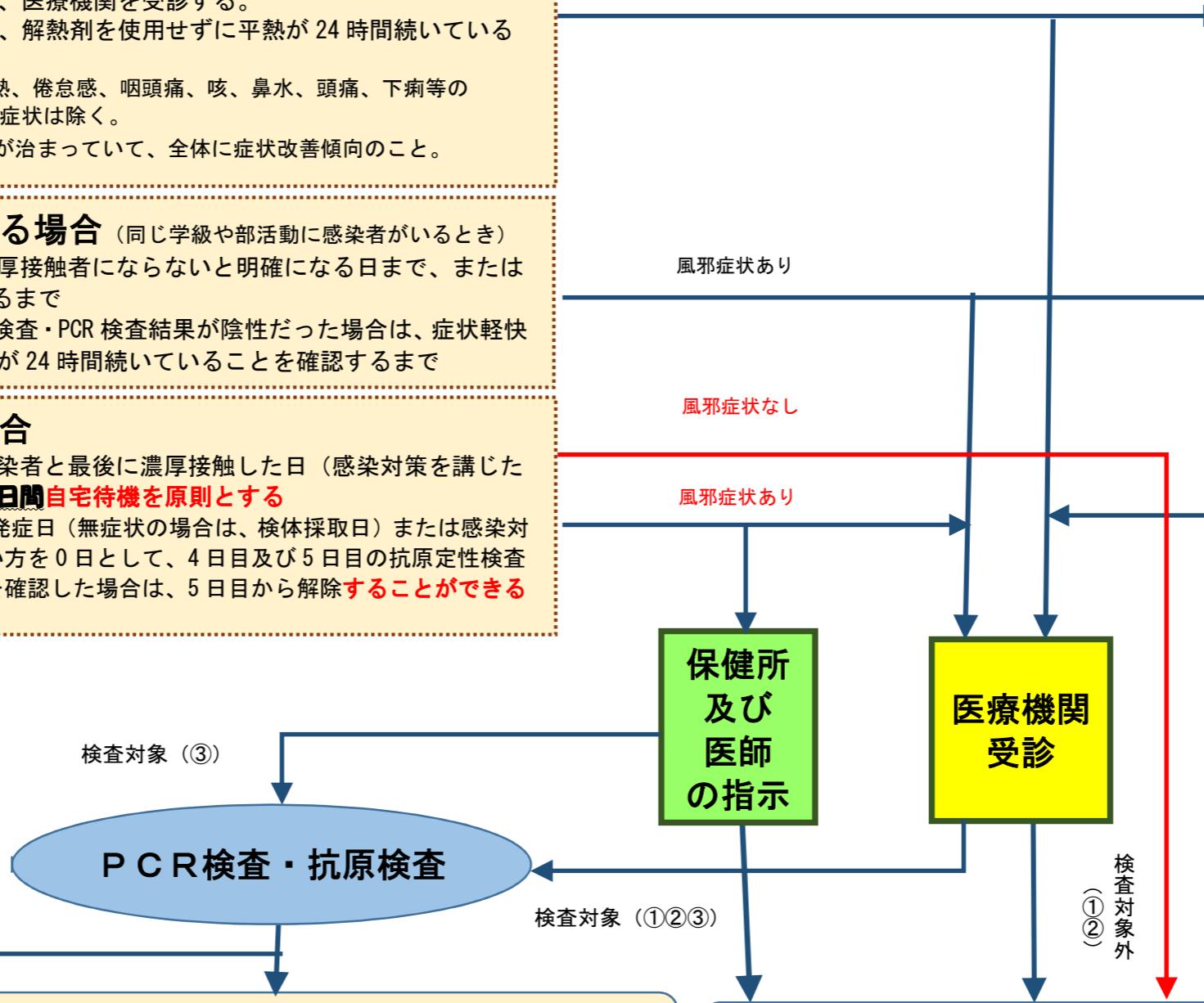
新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の
対応フロー【R4.6.27】

【重要】下記「感染の疑い」に該当する事案が発生した際には、
速やかに学校に連絡してください。

児童生徒・職員用



同居の家族等が濃厚接触者に特定されても、
本人、同居の家族等と共に感染が疑われる症状
がなければ、自宅待機を解除できる。



《陽性》
【対応】病院・保健所の指示に従い、感染症指定病院に入院及び自宅療養。
回復

療養期間経過後、健康状況に異常がある場合は、保健所とかかりつけ医に相談する。

《陰性》
【対応】・児童生徒：解熱剤を使用せずに、発熱・倦怠感・咽頭痛等の風邪症状がないことを24時間確認する。（①・②イ）
・感染者と最後に濃厚接触した日（感染対策を講じた日）の翌日から起算して**7日間自宅待機**。（③ア）

※上記期間経過後、健康状況に異常がなければ、学校に電話で報告の上、登校する。

以下のいずれかの症状があるときは、かかりつけ医へ、かかりつけ医がない場合は、「静岡県発熱等受診センター」へ連絡する。

- 発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続いている
- 強いだるさ（倦怠感）
- 息苦しさ（呼吸困難）
- 高熱等の強い症状

「静岡県発熱等受診相談センター」
電話 050-5371-0561、050-5371-0562
平日 8時30分から17時15分
上記以外の時間（土曜日・日曜日・祝日を含む）は050-5371-0561へ

発熱の症状がない方の一般相談は以下をご利用ください。
厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口
フリーダイヤル、9時～21時
電話：0120-565653

静岡県庁の専用相談ダイアル
平日 8時30分～17時15分
電話：054-221-8560

(注)
新型コロナウイルス感染症の蔓延状況により、フロー①を
本人のみとすることもある。